

124.01

特許法施行規則等で様式を定めている手続以外の手続を行う場合の書式について

1. 特許法施行規則等で様式を定めている手続以外の次の表の第2欄に掲げる手続を書面の提出により行う場合は、同表の第3欄に掲げる書類を同表の第4欄に掲げる書式により作成する。

	手 続	書 類 名	書 式
1	平成5年改正前特許法第44条第1項の規定による特許出願（昭和62年改正前の特許法が適用されるものに限る。）	願書	書式第20
2	平成5年改正前特許法第46条第1項の規定による特許出願（昭和62年改正前の特許法が適用されるものに限る。）	願書	書式第21
3	昭和60年改正前特許法第53条第4項の規定による特許出願（昭和62年改正前特許法第38条ただし書の規定による特許出願の場合に限る。）	願書	書式第22
4	書留郵便物受領書等の提出	出願日証明書提出書	書式第10
4の2	外国語特許出願に係る翻訳文の提出	国際出願翻訳文提出書	書式第10の2
5	特許庁長官又は審判長若しくは審査官に対する上申	上申書	書式第11
6	昭和62年改正前の特許法の適用を受ける出願に係る手続の補正	手続補正書	書式第23
7	平成2年12月1日以後にされた特許出願であって、昭和62年12月31日以前にしたものとみなされるものに係る出願審査の請求	出願審査請求書	書式第24

8	代理人の解任の届出	代理人解任届	書式 第31
9	復代理人の解任の届出	復代理人解任届	書式 第32
10	昭和62年12月31日以前にした特許出願に係る設定登録の特許料の納付	特許料納付書	書式 第60
11	昭和62年12月31日以前にした特許出願に係る設定登録後の特許料の納付	特許料納付書	書式 第61
12	設定登録後の特許料の納付の補充	特許料納付書（補充）	書式 第47
13	昭和62年12月31日以前にした実用新案登録出願に係る設定登録の実用新案登録料の納付	実用新案登録料納付書	書式 第62
14	昭和62年12月31日以前にした実用新案登録出願に係る設定登録後の実用新案登録料の納付	実用新案登録料納付書	書式 第63
15	設定登録後の実用新案登録料の納付の補充	実用新案登録料納付書（補充）	書式 第48
16	設定登録後の意匠登録料の納付の補充	意匠登録料納付書（補充）	書式 第49
17	設定登録の特許料の納付の補充	特許料納付書（設定補充）	書式 第42
18	設定登録の意匠登録料の納付の補充	意匠登録料納付書（設定補充）	書式 第43
19	設定登録の商標登録料の納付の補充	商標登録料納付書（設定補充）	書式 第44
20	設定登録の防護標章更新登録料の納付の補充	防護標章更新登録料納付書（設定補充）	書式 第46
21	商標登録料の分割納付後期分の納付の補充	商標登録料納付書（分納補充）	書式 第45
22	商標権存続期間更新登録の申請書の補充	商標権存続期間更新登録申請書（補充）	書式 第50
23	証明の請求	証明請求書	書式 第67

24	優先権証明の請求	優先権証明請求書	書式 第68
25	微生物の試料の分譲の資格証明書の請求	証明願	書式 第69
26	登録事項記載書類の交付の請求	登録事項記載書類の交付請求書	書式 第71
27	認証付登録事項記載書類の交付の請求	認証付登録事項記載書類の交付請求書	書式 第72
28	ファイル記録事項の閲覧（縦覧）の請求	ファイル記録事項の閲覧（縦覧）請求書	書式 第73
29	登録事項の閲覧の請求	登録事項の閲覧請求書	書式 第74
30	ファイル記録事項記載書類の交付の請求	ファイル記録事項記載書類の交付請求書	書式 第75
31	認証付ファイル記録事項記載書類の交付の請求	認証付ファイル記録事項記載書類の交付請求書	書式 第76
32	早期審査の申出	早期審査に関する事情説明書	書式 第15
33	早期審査に関する事情説明の補充	早期審査に関する事情説明補充書	書式 第16
34	実施関連出願についての早期審査の申出（意匠）	早期審査に関する事情説明書	書式 第17
35	外国関連出願についての早期審査の申出（意匠）	早期審査に関する事情説明書	書式 第18
36	早期審査の申出（商標）	早期審査に関する事情説明書	書式 第19
37	出願変更の届出（類似→独立）	出願変更届（類似意匠→独立意匠）	書式 第25
38	出願変更の届出（独立→類似）	出願変更届（独立意匠→類似意匠）	書式 第26
39	協議の結果の届出（意匠）	協議の結果届	書式 第12
40	協議の結果の届出（商標）	協議の結果届	書式 第13
41	書換登録申請の取下	書換登録申請取下書	書式 第14
42	本国登録証明の請求	本国登録証明請求書	書式 第70

43	早期審理の申出	早期審理に関する事情説明書	書式 第65
44	早期審理に関する事情説明の補充	早期審理に関する事情説明補充書	書式 第66
45	審尋に対する回答	回答書	書式 第64
46	登録申請書の閲覧の請求（設定登録後）	登録申請書の閲覧請求書	書式 第77

2. 前記1. の第1号、第2号、第4号から第9号まで、第23号、第24号、第28号、第30号及び第31号に係る部分は、実用新案登録出願に関する手続に準用する。

この場合において、書式第20中「平成5年改正前特許法第44条第1項の規定による特許出願」とあるのは、「平成5年改正前実用新案法第9条第1項において準用する平成5年改正前特許法第44条第1項の規定による実用新案登録出願」と、書式第21中「平成5年改正前特許法第46条第1項の規定による特許出願」とあるのは、「平成5年改正前実用新案法第8条第1項の規定による実用新案登録出願」と読み替えるものとする。

3. 前記1. の第4号、第5号、第8号、第9号、第23号、第24号、第28号、第30号、第31号及び第43号から第45号までに係る部分は、意匠登録出願に関する手続に準用する。

4. 前記1. の第4号、第5号、第8号、第9号、第23号、第24号、第28号、第30号、第31号及び第43号から第45号までに係る部分は、商標登録出願に関する手続に準用する。

5. 前記1. の第1号から第3号まで、第5号から第22号まで、第32号から第38号まで、第42号から第45号までに係る部分は、電子情報処理組織を使用して手続を行う場合に準用する。この場合において、「特許印紙貼付欄の表示」及び「印又は識別ラベル」は、不要とする。

(改訂平成24・4)